

霧島市条例第 8 号
令和 6 年 3 月 2 9 日

霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

霧島市重度心身障害者医療費助成条例（平成17年霧島市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「（以下「手帳」という。）」を削り、同項第 3 号中「手帳」を「身体障害者手帳」に、「判定された者」を「判定されたもの」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、同法施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項の 1 級に該当する障害を有するもの

第 2 条第 2 項中「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改め、「障害者支援施設」の次に「、のぞみの園」を加え、「老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 6 項の主務省令で定める施設、同条第 17 項に規定する共同生活援助を行う住居、生活保護法第 30 条第 1 項ただし書の規定により同法第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設、同法第 30 条第 1 項ただし書に規定するその他の適当な施設、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 11 項に規定する特定施設、同条第 25 項に規定する介護保険施設、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 11 条第 1 項第 1 号の規定により入所措置が採られて同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム」に、「第 15 条の 6 第 3 項」を「第 15 条の 7 第 3 項」に改め、同条第 6 項中「医療、医療費の支給」を「療養の給付及び療養費の支給」に改める。

第 3 条第 1 項中「保険給付等」の次に「（前条第 1 項第 4 号に規定する者にあつては入院に係るものを除く。）」を加える。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第1項中「受けようとするときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 保険医療機関等において、受給者が受給資格者証及び被保険者証等を提示して保険給付を受けた場合は、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき、鹿児島県国民健康保険団体連合会から市長に当該保険給付に係る支給の額の算定に必要な事項の通知があったことをもって、第1項の申請があったものとみなす。

第6条を第7条とする。

第5条中「受給資格者に対して」の次に「、規則で定めるところにより」を、「重度心身障害者医療費助成金受給資格者証」の次に「（以下「受給資格者証」という。）」を加え、同条を第6条とする。

第4条第1項中「次項において同じ。）は」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（助成の制限）

第4条 重度心身障害者の前年の所得（1月から9月までの間に受けた医療に係る助成金については、前々年の所得とする。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。）第7条に定める額を超えるとき、又は現にその重度心身障害者と生計を同じくするその重度心身障害者の配偶者若しくはその重度心身障害者の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。）のうちいずれかの者の前年の所得が、施行令第8条第1項において準用する施行令第2条第2項に定める額以上であるときは、支給しない。

- 2 この条例において「所得」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の霧島市重度心身障害者医療費助成条例（次項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新条例第5条第1項の規定による受給資格の登録及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。